

省庁再編と植物防疫行政について

農林水産省生産局 植 物 防 疫 課

本年1月6日の省庁再編を経て新年度に入り、農林水産省内も、再編にともなう引越し等の雑然とした雰囲気からようやく落ち着きを取り戻したところです。農林水産省においては、名称の変更はありませんでしたが、その省庁再編に伴う抜本的な組織の見直しの下、新たな体制を整備し、食料・農業・農村基本法に基づく農政を推進することとなりました。

具体的には、新法に基づく新たな農政を推進するため、本省内部部局が、これまでの1官房5局から1官房4局に再編され、地方農政局についても、地域の実情に即して総合的かつ効率的な農政推進の観点から本省の体制に対応した組織の再編が行われました（図-1,2参照）。

このような中で、植物防疫・農薬関係部局についても、新基本法に的確に対応するため、組織の再編が行われました。旧植物防疫課は、農

産園芸局から生産局に移管され、本課と検疫対策室は引き続き植物防疫課に、農薬対策室は生産資材課に所属することとなりました（図-3参照）。地方農政局においても、生産流通部農産普及課植物防疫係が生産経営部農産課植物防疫係に再編されました。

農薬対策室が植物防疫課から生産資材課に移ったのは、食料・農業・農村基本法を踏まえ、資材費の低減、資材の安全性、及び、新資材・技術の開発・実用化の3つの観点から、農機具、肥料、農薬等の生産資材については、資材横断的な施策を推進する必要があると判断されたためです。

また、行政改革の下、行政機能の減量（アウトソーシング）が重要な課題となる中で、公共上の見地から、国自ら行う必要はないが、民間において確実に実施されることが必要な事業等

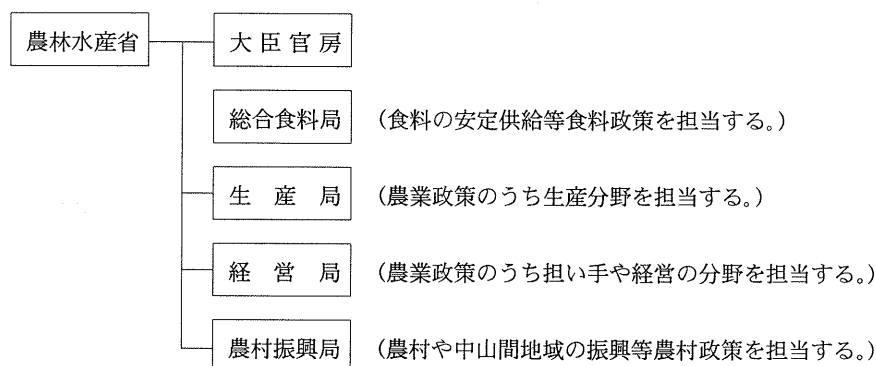


図-1 新しい農林水産省の内部部局構成

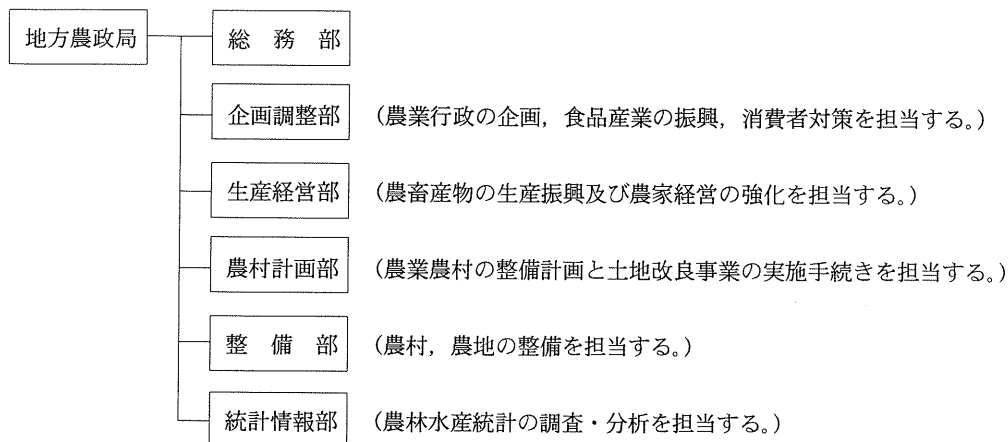


図-2 新しい地方農政局の構成

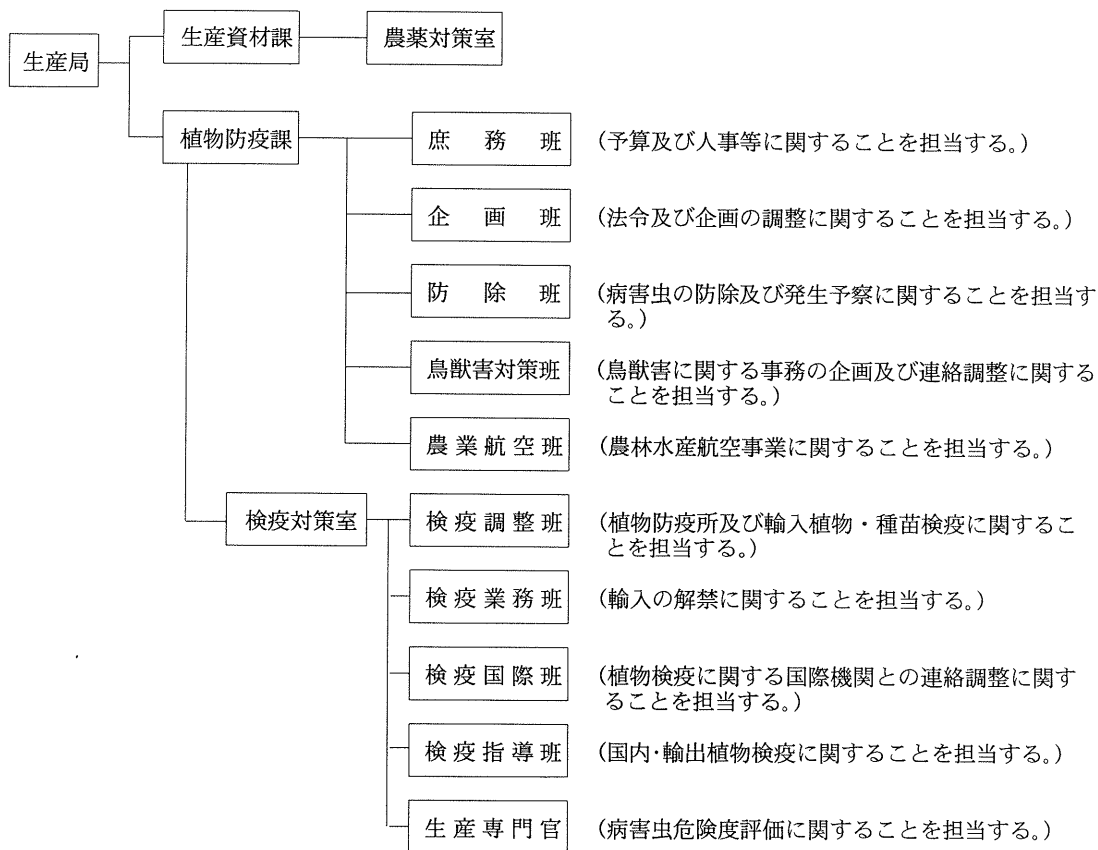


図-3 新しい植物防疫課の構成

については、独立行政法人に移行するとされました。これを受け、農薬検査所については、独立行政法人として、農薬検査所法の下に、その業務が遂行されることとなりました。

このように、本省においては、従来一つの課で行ってきた植物防疫・農薬行政について、今後は2つの課に別れて行うこととなりましたが、植物防疫とこれに用いる生産資材である農薬については、環境問題への国民の関心の高まり等、社会状況の変化に対応してより密接な連携の下、関連する施策の展開を行っていくことが期待されており、従来と同様、一体的な行政の推進を図ることとしています。

農薬検査所についても、機関は国以外の検査機関として位置付けられましたが、業務の性格上、本省との密接な関係が必要であることから、今まで同様の運営がなされることとなります。

このような新体制の下、新基本法の理念、施策の基本方向を具体化するため、以下のように植物防疫行政を推進してまいりたいと考えています。

Ⅰ 環境に配慮した病虫害防除の推進

病虫害・雑草防除とその防除に必要な農薬は、農業生産、継続的な営農に必要不可欠な技術・資材です。しかし、前述の新基本法の中で、「農業の自然循環機能の維持増進を図る」とこととされていることから、農薬の適正な使用についても、新基本法を踏まえて取り組んでいくことが求められています。

このため、使用者や農産物に対する農薬の安全性の確保は当然のこと、その使用に当たり生活環境についてさらに配慮する必要が生じており、植物防疫行政についても、このことを考慮

して、行政を推進していくこととしています。

① 総合的病虫害管理の推進

病虫害防除にあつては、高精度かつ効率的な発生予察、要防除水準の考え方や生物農薬等効率的で環境にやさしい技術の開発・普及を図るとともに、それらの技術を組み合わせつつ、病虫害の発生状況、防除コスト、被害の程度を考慮し、病虫害の発生密度を経済的な許容水準以下に管理することにより、農薬の使用を最小限に抑える、総合的な病虫害管理（IPM）を推進することが重要です。

また、地域での新たな発生や、薬剤抵抗性の獲得等で従来とは異なる発生態様を示す特異的な病虫害については、地域に適応した有効な防除技術がありません。

このため、これに対応したIPMについては、都道府県の指導のもとに、地域に適応した防除技術への改良、新たな技術を組み込んだ体系のモデル地区での実証、さらに、各関係機関（農協、市町村、都道府県等）の連携による実施体制の整備を一体的に推進し、産地等地域レベルでの総合的病虫害管理体系の確立を推進してまいりたいと考えております。

② より重点化した高精度・効率的な発生予察

病虫害防除を的確に実施するため、国が指定する43種類の病虫害に加え、各都道府県で問題となる1000種類を超える病虫害について発生状況を調査し、広域な発生動向に関する情報を作成・提供してまいりました。

このような中、近年の環境に対する社会的関心の高まりから、更に農薬による環境への負荷を最小限とするよう、総合的な病虫害管理技術の現場への導入が図られつつ

あり、このような状況に対応するため病害虫防除所が実施する発生予察の内容も各地域毎に見直していく必要が生じています。

このため、より環境に配慮した防除を進める観点から、近年の発生状況の変化に伴い、対象とする病害虫を重点化し、より効果的に実施することに加え、新たに防除指導の現場で防除要否の判断が可能な予察情報の作成提供及び技術定着のための指導を行うとともに、農家レベルで病害虫発生状況の把握が進むよう、モニタリング技術の確立、その技術を活用した調査結果の迅速な収集及び発生要因に応じた技術の改良を病害虫防除所が実施し、より効率的かつ高精度な発生予察を実施してまいりたいと考えております。

また、近年は急速な勢いで情報化が進展し、様々な情報の迅速な提供が望まれています。予察情報についても、関係者が情報を共有し、意見・情報の交換及びその分析を行うことにより、予察情報の高度化を図るとともに、提供体制（植物防疫情報総合ネットワークの構築）についても、利用者の利便性を図ってまいりたいと考えております。

③ 臭化メチル対策

平成9年9月に開催されたモントリオール議定書締約国会議において、特殊用途以外の臭化メチル使用の全廃の時期が、それまでの2010年から5年早まって2005年となりました。

これを受けて国内の削減計画も従来より更にペースを前倒しして進める必要があることから、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者が、直面する問題に係る問題意

識を共有するとともに、緊密な連携を図りつつ、代替技術の導入等、各般の対策の的確な実施を推進する必要があります。

このような状況に的確に対応するため、昨年、「臭化メチル削減対策会議」を発足させたところであり、今後は、同会議での議論を踏まえ、より一層重点的な施策を推進してまいりたいと考えております。

II 鳥獣害対策の推進

鳥獣害は、程度の差はあれ全国的に発生しており、特に中山間地域においては耕作放棄地の発生の一因となるなど大きな問題となっています。

このため、ほ場条件や鳥獣の生息密度の変化（移動状態）などの地域条件に対応した種々の技術を組み合わせた新しい被害防止システムを導入し、その効果を実証するとともに、地域における先進的被害防止技術の管理指導、駆除活動の取組体制の整備を行う等、地域ぐるみでの協力体制を構築することが急務となっています。

また、鳥獣害防止に向けた鳥獣の生態や被害回避等の知識について、広域的に都市住民や観光客を含めた住民全般を対象に、被害防止対策研修会を開催する等により啓発することも必要です。

そのほか、被害測定方法の技術マニュアルの策定を図り、被害対策などに反映させていくことも必要です。

III 植物検疫の円滑な実施

近年、輸入農産物は、ネギ、畳表、シイタケの3品目でセーフガードが暫定的に発動されたとおり、年々種類も量も増加傾向にあり、

検疫有害動植物の我が国への侵入が懸念されています。また、輸入禁止植物の解禁を求める海外からの要請も相変わらず多く、更には解禁条件の変更要求も増加傾向にあります。

このような中で、国際的なルールを尊重しつつ、かつ、海外からの病虫害の侵入を防止し、我が国農業の安全を確保するため、确实な水際検疫を行っていくことが重要です。

このため、植物防疫所では、必要な人員の確保に努めるとともに、各種研修等とおし、個々の人員の質的な向上にも努め、确实に検疫を行っていく体制の整備に努めているところです。

以上のように、新基本法を踏まえた行政の推進方針がある一方で、植物防疫の根本が、従前のおり、的確な効果を期待できる防除資材の活用が中心となることに変わりありません。

従って、今後も関係機関が一体となって、効果的な防除資材の絶え間ない開発と普及を推進していく必要があります。当課もその先頭に立って努力していく決意でありますので、本誌の読者の方々をはじめ、関係者におかれてましても、我が国の植物防疫の発展とそれによってもたらされる我が国農業の発展のために、一層のご指導とご支援をお願いします。

トモノアグ리카の除草剤

水稲用

エリジャン® 乳剤

チバガイギー

チバガイギー

ホクト® 1キロ粒剤

ユニハーブ® フロアブル

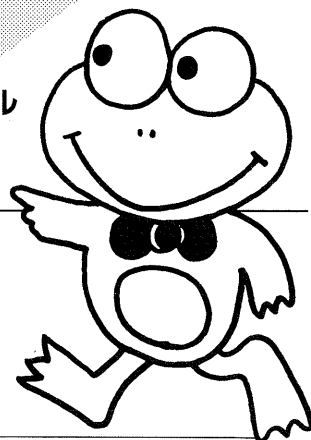
クサライト® 1キロ粒剤

畑作用

ゲザン® フロアブル

ゲザプリム® フロアブル

デュアル® 乳剤



株式会社トモノアグ리카

A Novartis Group Company

静岡市春日2丁目12-25